

H24.10.1～

年少者使用の際の留意点 ～児童労働は原則禁止～

労働基準法では、児童の健康及び福祉の確保等の観点から、原則として満15歳に達した日以降最初の3月31日が終了するまでの児童を労働者として使用することを禁止しています。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署、栃木労働局監督課までお問い合わせ下さい。

(PDF)

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/topics/kantoku/nensyou.pdf>